

貸 借 対 照 表

(2024年 3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,150	流 動 負 債	6,737
現 金 及 び 預 金	2	買 掛 金	608
売 掛 金	2,494	未 払 金	1,267
商 品	81	未 払 消 費 税 等	0
預 け 金	10,030	未 払 費 用	46
前 払 金	451	前 受 収 益	1
前 払 費 用	22	預 り 金	4,814
未 収 入 金	67	そ の 他	1
そ の 他	2		
固 定 資 産	2,036	固 定 負 債	683
有 形 固 定 資 産	180	退 職 給 付 引 当 金	484
建 物 及 び 付 属 設 備	55	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11
器 具 及 び 備 品	125	そ の 他	188
		負 債 合 計	7,421
無 形 固 定 資 産	468	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	466	株 主 資 本	7,765
電 話 加 入 権	2	資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	753
投 資 そ の 他 の 資 産	1,388	資 本 準 備 金	205
投 資 有 価 証 券	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	549
長 期 前 払 費 用	28	利 益 剰 余 金	7,424
繰 延 税 金 資 産	181	利 益 準 備 金	162
保 証 金	1,176	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,262
そ の 他	11	別 途 積 立 金	4,164
貸 倒 引 当 金	△8	繰 越 利 益 剰 余 金	3,098
		自 己 株 式	△511
		純 資 産 合 計	7,765
資 産 合 計	15,186	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,186

(注)記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの……………期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、社内利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年・7年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

① 有形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格はゼロとするリース期間定額法を採用しております。

② 無形リース資産

リース期間を耐用年数とする、リース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込み額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(3) 役員退職慰労引当金

従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2022年6月14日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度適用期間に対応する退職慰労金については、役員の退任が決定した後、定時株主総会の決議を経て退任時に支給することを決定しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、ギフトサービス事業による電子マネーサービス、商品券・ギフト券の提供および法人ソリューション事業による認証・セキュリティサービス、食堂決済システムサービスを提供しております。

当社商品等の販売は、商品等の引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品等の引渡時点で収益を認識しております。

なお、引渡時点につきましては工事を要するものは、工事が完了し相手方が商品等を検収して引き取った日を引き渡し日とし、工事を要しないものは、販売時（出荷時）を引き渡し日として収益を認識しております。

また、サービス提供契約は、契約期間にわたり顧客に役務を提供する義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

社員証賃貸事業における会計処理方法は、従来、基本賃貸料収入および作成にかかる原価を期間に応じて収益・費用に計上し、翌事業年度以降分を貸借対照表上、前受収益および賃貸物品として表示しておりましたが、当事業年度より収益・費用共に発生した時点で一括計上する方法に変更いたしました。

この変更は、同事業は賃貸という名称がつくものの、賃貸開始時点で充足される履行義務と認識して、また社員証の使用可能期間が一律に決まっているものではなく、1枚当たりの作成単価も僅少であることから行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

当期純利益 1 3 5 百万円